

前橋市における空家等対策の推進に関する専門家団体との協定の締結について

1 当事者

- ・甲 前橋市
市 長 山 本 龍
- ・乙（50音順）
 - (1) 一般社団法人群馬建築士会
会 長 田 仲 豊
 - (2) 群馬県行政書士会
会 長 秋 山 賢 治
前橋支部長 古田島 俊 憲
 - (3) 群馬司法書士会
会 長 西 川 正
 - (4) 群馬土地家屋調査士会
会 長 佐 藤 栄 二
 - (5) 群馬弁護士会
会 長 釘 島 伸 博
 - (6) 公益社団法人群馬県不動産鑑定士協会
会 長 長 壁 治

2 締結日

平成29年12月18日

3 目的

空家等の問題は、複雑かつ多様化し、行政の力だけでは解決することが困難な事例が多くなっており、各分野に精通する専門家団体の協力が不可欠です。

この協定は、行政と専門家団体とが協力しながら、空家等対策に取り組むことにより、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができる生活環境を確保するとともに、まちづくりの活性化に寄与することを目的とします

4 連携事業

市と専門家団体とは、相互に連携・協力をして、次に掲げる事業を行います。

- (1) 所有者等に対する空家等の相談に関する事業
- (2) 特定空家等の発生を予防するための啓発事業

(3) その他、必要な事業

5 協定に基づき市が行う業務

- (1) 前橋市内の空家等に関し所有者等から相談を受けた場合、必要に応じ、専門家団体を紹介します。
- (2) 特定空家等の発生の予防等に関する啓発事業の実施について企画するとともに、市民に周知します。
- (3) その他、この協定の目的を達成するために必要な業務を行います。

6 協定に基づき各団体が行う業務

- (1) 市から紹介された所有者等に対し、その意向に応じて各団体の所属会員を選定し、当該所有者等に紹介します。
- (2) 市が実施する空家等に関する施策に協力することとします。
- (3) その他、市に対し、空き家対策に必要な施策に関する提言を行います。

7 その他

- (1) この協定に基づく業務に携わる者は、この協定に基づく業務の履行に際して知り得た情報を他に知らせ、又は不当に使用してはならないものとします。
- (2) この協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、各団体と市が協議のうえ、それぞれの責任において、すみやかに解決を図るものとします。
- (3) この協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、各団体又は市から書面による別段の意思表示がないときは、1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

この協定は、市と各団体との一対一の協定であり、各団体間の取り決め事項はありません。

参考（本市が既に締結している空き家に関する協定等）

- ・平成27年5月「前橋市における空家等の利活用の促進に関する協定」

相手方：（一社）群馬県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会群馬県本部

- ・平成28年1月「空家等対策の推進による安全で安心なまちづくりに関する覚書」

相手方：前橋警察署・前橋東警察署